

佐賀県告示第334号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、稗田鳥獣保護区、八幡岳鳥獣保護区及び鹿島新籠鳥獣保護区の存続期間を更新するので、鳥獣保護区の指定（平成15年佐賀県告示第569号）の一部を次のように改正し、平成25年11月1日から施行する。

平成25年10月31日

佐賀県知事 古 川 康

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>その(1)</p> <p>1 略</p> <p>2 区域</p> <p><u>東松浦郡北波多村大字稗田字鮎帰りの村道停車場～帆柱線沿いの鮎帰り溜の区域並びに字丸尾の村道稗田駒鳴線沿いの新溜上、新溜下及び帆柱溜を囲む区域</u></p> <p>3 存続期間</p> <p><u>平成15年11月14日から平成25年10月31日まで</u></p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p><u>区域界の主な場所に鳥獣保護区の標識を設置し、鳥獣保護区であることの周知を図り、県担当職員や鳥獣保護員が、随時鳥獣保護区内を巡視する等して鳥獣保護区の管理に当たる。</u></p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</u></p> <p>その(2)</p> <p>1 略</p> | <p>その(1)</p> <p>1 略</p> <p>2 区域</p> <p><u>唐津市北波多大字稗田字鮎帰りの市道停車場～帆柱線沿いの鮎帰り溜の区域並びに字丸尾の市道稗田駒鳴線沿いの新溜上、新溜下及び帆柱溜を囲む区域</u></p> <p>3 存続期間</p> <p><u>平成25年11月1日から平成35年10月31日まで</u></p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p><u>区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や鳥獣保護員が随時巡視する等して区域の管理に当たる。</u></p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護事業計画又は特定鳥獣保護管理計画に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</u></p> <p>その(2)</p> <p>1 略</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>2 区域</p> <p>東松浦郡相知町と伊万里市と武雄市との境界点を起点とし、起点から<u>国有林佐賀事業区117林班の林班界</u>に沿って北西へ進んでから北東へ進み林道八幡岳線と南川原川との交点に至り、同林道を東へ進み八幡岳登山道との交点に至り、同登山道を南へ進み県道315号川古平山上線との交点に至り、同所から八幡岳キャンプ場の遊歩道を北西へ進み県道323号八幡岳公園線との交点に至り、同県道を西へ進み相知町と武雄市の境界線との交点に至り、同境界線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域</p> <p>3 存続期間</p> <p><u>平成15年11月14日から平成25年10月31日まで</u></p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p><u>区域界の主な場所に鳥獣保護区の標識を設置し、鳥獣保護区であることの周知を図り、県担当職員や鳥獣保護員が、随時鳥獣保護区内を巡視する等して鳥獣保護区の管理に当たる。</u></p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</u></p> <p>その(3)</p> <p>1・2 略</p> <p>3 存続期間</p> <p><u>平成15年11月14日から平成25年10月31日まで</u></p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> | <p>2 区域</p> <p>唐津市と伊万里市と武雄市との境界点を起点とし、起点から<u>国有林佐賀東部森林計画区117林班の林班界</u>に沿って北西へ進んでから北東へ進み林道八幡岳線と南川原川との交点に至り、同林道を東へ進み八幡岳登山道との交点に至り、同登山道を南へ進み県道315号川古平山上線との交点に至り、同所から八幡岳キャンプ場の遊歩道を北西へ進み県道323号八幡岳公園線との交点に至り、同県道を西へ進み唐津市と武雄市の境界線との交点に至り、同境界線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域</p> <p>3 存続期間</p> <p><u>平成25年11月1日から平成35年10月31日まで</u></p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p><u>区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や鳥獣保護員が随時巡視する等して区域の管理に当たる。</u></p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護事業計画又は特定鳥獣保護管理計画に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</u></p> <p>その(3)</p> <p>1・2 略</p> <p>3 存続期間</p> <p><u>平成25年11月1日から平成35年10月31日まで</u></p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p><u>区域界の主な場所に鳥獣保護区の標識を設置し、鳥獣保護区であることを周知を図り、県担当職員や鳥獣保護員が、随時鳥獣保護区内を巡視する等して鳥獣保護区の管理に当たる。</u></p> <p>また、野生鳥獣による農水産物等被害が発生した場合には、<u>有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</u></p> | <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p><u>区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や鳥獣保護員が随時巡視する等して区域の管理に当たる。</u></p> <p>また、野生鳥獣による農水産物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護事業計画又は特定鳥獣保護管理計画に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</u></p> |